

# 山梨県公報

第七号

令和元年

五月三十日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の供用開始(七件)……………四九

○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………五〇

○収入証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………五一

### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五一

○土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………五一

○公共測量の終了……………五五

### 人事委員会

○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………五六

## 告示

### 山梨県告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和元年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府市川三郷線	中巨摩郡昭和町西条字長登路 四三三九番二地先から 中巨摩郡昭和町西条字長登路 九九四番三地先まで		一一五・五	令和元年六月六日

### 山梨県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から令和元年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	葦崎増富線	北杜市明野町小笠原字出口二〇〇五番一地从先から 北杜市明野町小笠原字堤沢二九五二番六地先まで		一六〇・〇	令和元年五月三十日

### 山梨県告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所において、この告示の日から令和元年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	長坂高根線	北杜市高根町村山西割字大正寺九八六番四地先から 北杜市高根町村山西割字権現ノ木二六八五番三地先まで		一〇五・八	令和元年五月三十日

### 山梨県告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和元年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	笛吹市御坂町竹居字仁王一一四四番一地从先から 笛吹市御坂町竹居字楞巖七九一番一地从先まで		一一〇・三	令和元年五月三十一日

山梨県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和元年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
一般国道	百三十九号	北都留郡小菅村字タノモクリ 三四九四番一地从先から 北都留郡小菅村字タノモクリ 三四七二番一地从先まで		九五・七	令和元年五月三十日

山梨県告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和元年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	四日市場上野原線	都留市井倉字沢戸八五六番五 地先から 都留市与繩字日影一二四五番 二地先まで		八九・四	令和元年五月三十日

山梨県告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和元年六月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	戸沢谷村線	都留市法能字中野二四九〇番 一地从先から 都留市法能字中野二四八七番 一地从先まで		七〇・九	令和元年五月三十日

山梨県告示第二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和元年五月二十二日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市加賀美字八丁二千九百七十三番四
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 五十八・五メートル

山梨県告示第二十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和元年五月二十三日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市野牛島字立石下二千五百九十四番八

- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 四十八・八一メートル

**山梨県告示第二十七号**

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙指定売りさばき人の収入証紙の売りさばき場所について、次のとおり変更することを認めた。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

売りさばき場所		住 所	氏 名	変更年月日
変更前	変更後			
富士吉田市松山五丁目十番十三号（富士吉田警察署内）	富士吉田市旭一丁目五番一号（富士吉田警察署内）	富士吉田市旭一丁目五番一号	一般財団法人山梨県交通安全協会富士吉田支所 支所長 渡邊日出男	平成三十一年四月一日

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年五月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人まちづくりMossaworks

- 2 代表者の氏名 飯島正剛
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市中野二千五百二十六番地一
- 4 定款に記載された目的 この法人は、地域を主対象として、その構成員である市民、行政、企業及び諸団体等と連携して地域の活性化にかかる諸課題についてまちづくり・ひとづくり・しくみづくりを行い、もって住みよい地域づくりに貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 令和元年五月二十四日から同年六月二十四日まで

● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、差出堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事長	代永勲	山梨市万力九百七十七番地一	令和元年五月十三日
理事	山内岩男	笛吹市石和町松本五百三十七番地	同
同	幡野利保	笛吹市春日居町鎮目二百三十番地一	同
同	金井比芳	山梨市万力千四百四十七番地	同
同	椋田茂	山梨市万力二千三番地	同
同	佐藤秀男	山梨市万力千二百七十五番地	同
同	山下一公	山梨市正徳寺千三百三十一番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
渡辺節	市川雅文	三枝攻	萩原尉暢	吉岡幸雄	原田員男	生原洋征	小林隆生	加藤直樹	雨宮美雄	高橋達雄	三森隆次	
三 甲府市和戸町四百四十七番地	一 甲府市横根町九百九十四番地	笛吹市石和町松本七百三十九番地	笛吹市春日居町熊野堂三百七十九番地	五 笛吹市春日居町徳条十三番地	番地一 笛吹市春日居町鎮目千五百四	番地 笛吹市春日居町加茂百九十五	番地 笛吹市春日居町下岩下五百六	八番地一 笛吹市春日居町桑戸七百三十	山梨市山根千二百七十五番地	山梨市落合二百六十八番地一	山梨市上岩下七十九番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

二 就任

同	同	同	同	同	理事	理事長	役職名
米倉貢	辻正敬	金井比芳	武井武	原田員男	吉岡幸雄	佐藤秀男	氏名
山梨市正徳寺七百六十八番地	山梨市万力九百三十九番地四	山梨市万力千四百四十七番地	山梨市万力七百三十五番地三	番地一 笛吹市春日居町鎮目千五百四	五 笛吹市春日居町徳条十三番地	一 山梨市万力千二百七十五番地	住所
同	同	同	同	同	同	令和元年五月十四日	就任年月日

  

同	同	監事	同	同
杉原正芳	中澤新	大沢孝徳	中村儀仁	望月典雄
甲府市桜井町七百五十四番地	番地 笛吹市春日居町別田四百九十	山梨市上岩下千五十四番地	二十七 山梨市万力二千四百四十五番地	三 甲府市川田町五百五十七番地
同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
望月典雄	市川雅文	三枝攻	小川美人	飯田政文	窪田公喜	平林修	関裕之	北山資朗	大澤孝徳	深沢三千男	丸山俊雄	三森隆次
三 甲府市川田町五百五十七番地	一 甲府市横根町九百九十四番地	笛吹市石和町松本七百三十九番地	四 笛吹市春日居町熊野堂五百十四番地	笛吹市春日居町寺本百七十七番地	二 笛吹市春日居町国府五十一番地	三 笛吹市春日居町別田六百三十三番地	二 笛吹市春日居町桑戸九百二十二番地	六 笛吹市春日居町別田五百六十六番地	山梨市上岩下千五十四番地	山梨市山根千十番地	山梨市落合八百二十二番地	山梨市上岩下七十九番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

理事	同	副理事長	理事長	役職名
渡辺義朗	小林正章	中村忠明	小林正幸	氏名
大月市初狩町下初狩二百二十五番地三	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	大月市初狩町中初狩二千八十一番地	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	住所
同	同	同	平成三十一年四月三十日	退任年月日

一 退任

● 土地改良区役員の内退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、初狩土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
令和元年五月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

同	同	監事	同	同
山下一公	標満	渡辺節	辻正清	杉原正芳
山梨市正徳寺千百三十一番地	地 笛吹市石和町松本百二十五番地	三 甲府市和戸町四百四十七番地	山梨市万力千百三十二番地	甲府市桜井町七百五十四番地
同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小林孝彦	杉本和則	小林高志	渡辺隆久	小林由雄	杉本誠一	西川嘉男	小林忠人	藤本寿之	山中孝司	奈良茂徳	藤本巖
大月市初狩町中初狩八百八十	大月市初狩町中初狩八百七十四番地	大月市初狩町中初狩七百三十三番地	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	大月市初狩町中初狩五百三十三番地一	大月市初狩町中初狩四百九十二番地	大月市初狩町中初狩百七十七番地	大月市初狩町下初狩千八百五十九番地	大月市初狩町下初狩三百九十一番地	大月市初狩町下初狩三百九十四番地	大月市初狩町下初狩三百二十二番地	大月市初狩町下初狩三千三百八十三番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	天野由郎	大月市初狩町下初狩二百二十五番地	同
同	小林正章	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	同
副理事長	中村忠明	大月市初狩町中初狩二千八十一番地	同
理事長	小林正幸	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	令和元年五月一日
監事	佐藤岳仙	大月市初狩町下初狩二千七百五十二番地	同
同	小林春樹	大月市初狩町中初狩二千八十八番地	同
同	中村正明	大月市初狩町中初狩二千八百八番地	同
同	小林一康	大月市初狩町中初狩八百十八番地	同
同	岡田光市	大月市初狩町下初狩百五十番地三	同
同	赤松英一郎	大月市初狩町下初狩千八百六十四番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小林高志	小林孝彦	小林久雄	渡辺隆久	小林由雄	柴田栄治	小林忠人	小林富士夫	藤本寿之	山中孝司	杉本章二	番地
大月市初狩町中初狩七百三十番地	大月市初狩町中初狩八百八十番地	大月市初狩町中初狩四百八十番地	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	大月市初狩町中初狩五百三番地一	大月市初狩町中初狩二百六十番地二	大月市初狩町下初狩千八百五十九番地	大月市初狩町下初狩二千六十五番地	大月市初狩町下初狩三百九十一番地	大月市初狩町下初狩三百九十四番地	大月市初狩町下初狩三千百四十三番地	番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同
赤松英一郎	岡田光市	小林春樹	中村正明	小林一敏	小林一康	杉本和則
大月市初狩町下初狩千八百六十四番地	大月市初狩町下初狩百五十番地三	大月市初狩町中初狩二千八十八番地	大月市初狩町中初狩二千百八十八番地	大月市初狩町中初狩八百十六番地	大月市初狩町中初狩八百十八番地	大月市初狩町中初狩八百七十四番地
同	同	同	同	同	同	同

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月三十日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 公共測量（UAVレザ測量（地図情報レベル五百））
  - 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡早川町内
  - 三 測量の期間 平成三十年八月二十七日から令和元年五月十五日まで

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第一号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年五月三十日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の十七第一項第一号中「皇后」を「皇后、上皇、上皇后」に、「若しくは皇太子妃」を「皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和元年五月一日から適用する。